

# 令和2年度 盛岡市地域おこし協力隊募集要項

～猟師（ハンター）×農業で切り拓く！ヒトと野生鳥獣が共存する地域づくり～

## 1 募集背景

盛岡市は、岩手県の県庁所在地であり人口約30万人の中核市です。多くの都市機能が集積するとともに、東北新幹線や東北自動車道といった高速交通及び岩手県沿岸部と秋田県とを結ぶ交通網の結節点となっています。

これまで、本市は商業・サービス業などの第三次産業を中心に発展を続けてきましたが、将来は人口減少が見込まれており、市内の中山間地域ではすでに人口減少により担い手不足が深刻になっています。そのため、地域づくりや若者の地元定着に向けて、地域の人材や地域資源の活用に取り組む必要があります。

このことから、本市では平成29年度から地域おこし協力隊を導入し、現在では12名の隊員が活動しており、本市のPRや中山間地域の支援などのテーマに取り組んでいるところです。

今後も、引き続き本市の地域資源を活用しながら、地域づくりに取り組むため、一緒に取り組んでいただける盛岡市地域おこし協力隊を募集します。



## 2 テーマ概要

本市における野生鳥獣による農作物被害は、被害面積が平成28年度3,220アール、29年度3,234アール、30年度5,454アールとなっており、被害金額は平成28年度2,279万円、29年度2,486万円、30年度3,350万円と年々増加しています。

近年では、温暖化などの影響により、イノシシによる農作物被害が報告され、実際に平成30年度から捕獲されるようになりました。また、ニホンジカによる農作物被害も増加しており、北上川東部地域では、水稻や野菜などの被害のほか、冬にはりんごの幼木や樹皮、花芽の食害が発生しています。

一方で、市内の狩猟免許取得者は、近年は横ばい傾向にあるものの高齢化が急速に進んでおり、鳥獣被害対策の中心的な役割を担う狩猟免許取得者の確保・育成が急務となっています。

そこで、本テーマを担当する地域おこし協力隊員には、有害鳥獣対策活動や中山間地域の農業を通じて地域の魅力を広く情報発信するとともに、恵まれた自然環境の中で農産物の生産に携わりながら、新たな捕獲の担い手として鳥獣被害対策活動に取り組んでいただきます。



市の郊外には水田，畑地，りんご園地が広がっています

### 【目標】

- 農作物被害をもたらす野生鳥獣の捕獲の担い手として活動（狩猟免許の取得）
- 狩猟の社会的役割，魅力等を情報発信
- 中山間地域における農村地域の魅力向上

### 【活動内容】※いずれかを組み合わせて活動していただきます。

- 農作物の被害状況，野生鳥獣の生息に関する実態調査
- 鳥獣被害対策の活動（捕獲，追い払い，電気柵設置など）
- 関係機関（猟友会，自治会など）への活動支援
- 放射性物質検出に伴う野生鳥獣肉（ジビエ）処理の課題解決に向けた研究
- 農作業の体験，農家の手伝いを通じての生産技術の習得
- 地域づくりに関する支援活動全般
- 地域ぐるみでの鳥獣対策活動への支援

### 【求めている人材】

- 地域住民や行政とのコミュニケーションが図れ，地域づくりの支援に意欲的な方
- 狩猟，農業に関心のある方
- 山里での生業，暮らしに興味があり，実践したい方



地域ぐるみでの鳥獣対策のための除草作業（緩衝帯整備）



盛岡猟友会のメンバー

### 3 募集人数

1名

### 4 応募資格

次の各号の要件を全て満たす方とします。

(1) 次のいずれかに該当する方

ア 三大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方

※三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。都市地域とは、過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域をいう。

※住民票上の住所ごとに詳細な要件がありますので、事前にお問い合わせください。  
なお、実際に住民票を本市に異動していただくのは、協力隊として任用された後となります。

イ ①本市以外の市町村において、地域おこし協力隊員として同一地域で2年以上活動し、かつ解職後1年以内の方、または②JET プログラム参加者として2年以上活動し、かつ終了後1年以内の方で、協力隊員として採用された後に本市に生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方

(2) 協力隊員としての任期が終了した後、本市に定住を目指す、または本市の地域の振興に資する活動を続けようとする方

(3) 心身ともに健康で、地域に馴染む意思があり、誠実に職務が遂行できる方

(4) 地域住民や行政とのコミュニケーションが図れ、地域づくり活動に理解と熱意があり積極的に参加できる方

(5) 普通自動車免許を有している方（AT 限定可）、または取得する意思のある方

(6) パソコンを日常的に使用していて、一般的な操作（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、メール及び SNS 等）が可能な方

### 5 活動場所

盛岡市内・猪去地域（所属は、農林部農政課になります。）

※活動拠点は猪去地域ですが、市内全域が活動範囲となります。

### 6 活動時間

1週間あたり30時間の範囲内において、週5日（任用時に担当課と調整の上、週4日にすることも可能です）を基本としますが、別途勤務割表の定めによる場合があります。

### 7 任用形態

会計年度任用職員（パートタイム）とします。

### 8 任用期間

任用期間は、着任日から令和3年3月31日までの1年以内とします。ただし、通算3年を

限度として、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行う場合があります。

## 9 報酬

月額：142,296 円

※このほか、通勤手当、期末手当（最大 2.6 月分/年）等がそれぞれの要件で支給されます。

## 10 待遇・福利厚生

(1) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）に加入します。

(2) 住居は、予め隊員と協議した上で、市が借上げます。

※隊員の家賃負担はありませんが、家賃以外（光熱水費等）は自己負担となります。

(3) 活動に必要な車両は、予算の範囲内で市が貸与します。

※貸与の車両は私用に使うことはできません。自家用車の持ち込みをお勧めします。

(4) 活動に必要な消耗品や燃料費、旅費等の経費は予算の範囲内で市が負担します。

(5) 引越しに必要な経費は、自己負担となります。

## 11 兼業

任期終了後の定住を円滑に進めるため、兼業を必要とする場合は予め相談してください。

## 12 休日・休暇

毎週土曜日及び日曜日「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間。ただし、別途勤務割表の定めによる場合があります。

有給休暇（初年度は 10 日）、その他特別休暇があります。

## 13 現地見学・個別説明

(1) 活動地域での現地説明見学会

地域住民、担当職員、着任中の協力隊員が随時対応します。お気軽にご相談ください。

※要事前連絡。現地までの交通費や宿泊代は自己負担となります。

(2) 個別説明・問い合わせ対応

上記への参加が難しい方向けに、市役所内や電話などでの説明・問い合わせにも可能な範囲で対応しますので、ご希望の方は事前にメールでお問い合わせください。

## 14 応募方法

(1) 受付期間

令和 2 年 3 月 10 日（火）～令和 2 年 4 月 30 日（木）※必着

(2) 応募方法

応募用紙・活動目標（市のホームページからダウンロード）、住民票、普通自動車運転免許の写し（表面と裏面。所持している場合に限る）を郵送してください。

## 15 選考方法

### (1) 書類選考

応募用紙，活動目標の記載内容で書類選考を行いますので，漏れなく記載してください。  
書類選考結果は，文書で通知します。

### (2) 面接審査

書類選考合格者を対象に面接審査を行います。日程は5月中旬～下旬を予定していますが，詳細については，書類選考結果を通知する際にお知らせします。

なお，面接場所は，盛岡市内となります。面接場所までの交通費等の経費は，自己負担となります。

### (3) 隊員の決定

面接審査の結果は，文書で通知します。

### (4) その他

選考の経過及び結果の問い合わせにはお答えできませんので，予め御了承ください。

## 16 提出・問い合わせ先

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市 市長公室 企画調整課 政策調整係 栗山裕介

電話：019-626-7534

E-mail：[kikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:kikaku@city.morioka.iwate.jp)